

## 加工食品の原産地表示が拡大

加工食品には基本的には原産地表示義務が免除されています。

10月1日より原産地表示が必要となる加工食品が20種類追加されます。

その中でもアメリカからの牛肉輸入再開を受け、注力されているのは、「畜産物加工食品」ではないでしょうか。具体的な内容は

調理した食肉 ゆでまたは、蒸した食肉及び食用鳥卵 表面をあぶった食肉 フライ種  
として衣をつけた食肉 合挽き肉その他異種混合した食肉  
となっています。

牛肉の原産地表示については農水省ではさらなる動きも出てくる可能性があります。

### 牛肉の原産地表示、加工食品も調査へ・農水省

農林水産省の小林芳雄事務次官は14日の記者会見で、米国産牛肉の輸入再開第1便が届いたことに関連し、「(原産地表示の)業界の取り組みの検討が必要」と述べ、表示義務のない加工品についても実態を調査する考えを示した。

牛肉の原産地表示は生肉がすでに義務化され、10月からは味付けカルビなど加工度の低い商品も対象になり。ローストビーフやハンバーグなど、表示義務のないその他の加工品については農水省が指針を示し、業界の自主的な取り組みを促している。(8月14日日本経済新聞より)

現在雑穀に関しても、ブレンドすることにより加工食品扱いとなります。大麦に関しても「押し麦」「米粒麦」などにすることにより加工食品となり、原産地表示の義務から開放されます。それにより、現在店頭で販売されている、雑穀はブレンドが主力となります。また、国内産の大麦が不足がちなため、原料が輸入の麦に切り替えるということもあります。食べる人からの原産地の問い合わせは多く、疑問を持つ人も増えてきています。

今後、原産地の表示義務は加工品に対しても拡大されていき、雑穀ブレンドや大麦に対しても原産地の表示が義務付けられることになっていくと考えられます。

施行から実施までは2年間の移行期間があることも要注意です。

RIでは、業界に先駆けて国内産100%の雑穀を発売しており、「八種雑穀米スティックタイプ」も一年前に発売しています。きびやあわなどの食品に関しても、産地だけでなく詳しい生産者名を記載する計画もすすめられており、わかりやすく、信頼される商品づくりを進めていきます。

殆どが中国産で占められている雑穀を、国内産を増やすことで、付加価値穀物として産地の活性化を進められます。